

薬局名:

対象読者:調剤窓口スタッフ(患者説明の参考用)

☐ 左に分かれた枝 = そこで判断終了

☐ 選定療養の対象(特別の料金あり)

患者が先発医薬品(長期収載品)を希望、または処方箋で長期収載品が指定されている

Q1. 同成分の後発医薬品(ジェネリック)が発売されているか?
薬価収載の有無を確認

いいえ(後発品なし)

選定療養の対象外
通常の保険調剤

はい

Q2. 処方医が「後発品への変更不可」等、医療上の必要性を処方箋に明記しているか?

はい(医療上の必要性あり)

選定療養の対象外
通常の保険給付(特別の料金なし)

いいえ

Q3. 患者本人が後発品を希望しない(先発品を希望している)か?

いいえ(後発品でよい)

後発医薬品を調剤
選定療養の対象外

はい(先発品を希望)

Q4. 対象要件に該当するか?

後発品の上市後5年以上経過、または後発品への置換率が50%超

いいえ

選定療養の対象外
通常の保険調剤

はい

選定療養の対象
「特別の料金」を徴収

特別の料金の考え方(概算)

先発医薬品と後発医薬品の最高薬価との差額の 1/2 に相当する額(令和8年6月1日〜)に、消費税相当額(×1.1)を加えたものが「特別の料金」の目安です。実際の点数換算・端数処理・自己負担額の計算は薬剤・数量・調剤日数ごとに異なります。

正確な金額は「mogimed 選定療養費チェッカー」で自動計算できます。複数薬剤の一括計算・年間負担額試算に対応した業務用ツールは「選定療養 実務パック」として近日公開予定です。

根拠: 厚生労働省告示第116号(令和8年3月27日付「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示」)、保医発0327第9号(令和8年3月27日付「長期収載品の処方等又は調剤について」の一部改正について)。施行日:令和8年6月1日。
本資料は上記告示・通知等をもとに一般的な判断の目安を示したものであり、個別の事案における最終的な取扱い、所管の厚生局または審査支払機関に必ずご確認ください。医療上の必要性の判断は処方医が行うものであり、本資料は窓口での説明を補助する目的に限り使用してください。